

査答申情第 8 9 号

令和 8 年 6 月 2 5 日

答 申

生駒市長 小紫 雅史 様

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 林 晃大

令和 6 年 1 1 月 1 5 日付け「生生第 4 6 2 号」で諮問のありました事案について下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を却下すべきである。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

生駒市長が、審査請求人に対して令和 6 年 7 月 1 0 日付け「生生第 1 6 7 号」でした決定を取り消し、開示する。

第 2 事案の概要

1 経緯

ア 審査請求人は、生駒市長(以下「市長」という。)に対し、個人情報の保護に

関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 76 条第 1 項に基づいて「生生第 112 号弁明書」の 2 頁目“4 弁明の理由（2）上記判断に至った事情”に記されている市長の「生活保護受給者が引越し業者を選定する」旨の主張に関連し、「生活保護受給者が引っ越しをする際には生活保護の実施機関（この場合は生駒市役所生活支援課）ではなく、必ずその生活保護受給者の方で、引っ越し業者（または引っ越し作業を行なう業者）を選定しなければならないとの厚生労働省からの指示が具体的に明記されているもの（メモ書きやその他のものなども含む）全部」（以下「本件行政文書」という。）の開示を請求した（以下「本件開示請求」という。）。

イ 市長は、本件開示請求に対し、本件行政文書が存在しないとして開示しない決定（以下「本件処分」という。）をした。

ウ 審査請求人は、本件処分に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づいて、審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

2 前提事実等

（1）個人情報の保護に関する法律

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第 76 条第 1 項は「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と定め、同法第 60 条第 1 項は「『保有個人情報』とは…【省略】…地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの…【省略】…をいう。）…【省略】…に記録され

ているものに限る。」としている。

そして、同法第2条第1項は「この法律において『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。」と定め、第1号及び第2号で、それぞれ「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」、「個人識別符号が含まれるもの」と規定している。

(2) 市長が本件行政文書を不開示とした理由

本件行政文書は、存在しないため。

第3 当審査会の判断

事案に鑑み、まず本件審査請求の適法性について判断する。

個人情報保護法第76条第1項が開示請求の対象としている情報は、行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報、つまりその情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、当該情報の本人が開示請求者であることを識別することができる開示請求者本人に関する情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該情報の本人が開示請求者であることを識別することができることとなるものを含む。）である。

これを本件についてみると、まず、本件開示請求は、「生活保護受給者が引っ越しをする際には生活保護の実施機関(この場合は生駒市役所生活支援課)ではなく、

必ずその生活保護受給者の方で、引っ越し業者（または引っ越し作業を行う業者）を選定しなければならないとの厚生労働省からの指示が具体的に明記されているもの（メモ書きやその他のものなども含む）全部」の開示を求めるものであり、これはすなわち生活保護受給者の引越において当該生活保護受給者が引越事業者を選定する義務があることを厚生労働省が示したことを示す文書の開示を求めるものである。

そうすると、本件開示請求は、個人情報保護法がその開示請求の対象としている行政機関等が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を求めるものではないから、本来、却下されるべきものであった。

以上を踏まえると、本件処分を取り消し、上記の文書を開示するよう求める本件審査請求も、また、本件開示請求と同様、審査請求人の個人情報の開示を求めるものではないから不適法であると言わざるを得ない。

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件審査請求は不適法であり却下を免れない。

以上のとおりであるから、当審査会は審査会の結論のとおりに答申する。

第4 審査会の審査経過

当審査会の審査経緯は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年11月15日	・市長からの諮問（生生第462号）を受けた。
令和6年12月13日	・市長から弁明書の写しの提出を受けた。
令和7年4月22日 （第193回審査会）	・審議を行った。

令和7年5月13日 (第194回審査会)	・ 審議を行った。
令和7年6月3日 (第195回審査会)	・ 審議を行った。
令和7年7月1日 (第196回審査会)	・ 審議を行った。
令和8年1月27日 (第207回審査会)	・ 審議を行った。
令和8年2月3日 (第208回審査会)	・ 審議を行った。
令和8年2月24日 (第209回審査会)	・ 審議を行った。
令和8年3月23日 (第210回審査会)	・ 審議を行った。
令和8年4月21日 (第211回審査会)	・ 審議を行った。
令和8年5月11日 (第212回審査会)	・ 審議を行った。
令和8年6月10日 (第213回審査会)	・ 審議を行い、答申を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 等	備 考
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学	会 長
ふく つか か え 福 塚 圭 恵	弁護士	会長職務代理者
むら なか よう すけ 村 中 洋 介	近畿大学	
むら おか ゆう こ 村 岡 悠 子	弁護士	

むな 棟 かた 形 こう 康 へい 平	大阪教育大学	令和 8 年 4 月から
かな 金 たに 谷 しげ 重 き 樹	摂南大学	令和 8 年 3 月まで